

住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案 概 要

1 基本情報

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
 - ・ 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
 - ・ 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 - ・ 住民基本台帳ネットワークシステム
 - ・ 附票連携システム
- (3) 特定個人情報ファイル名
 - ・ 都道府県知事保存本人確認情報ファイル
 - ・ 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
- (4) 特定個人情報ファイルを取扱う理由
 - ① 都道府県知事保存本人確認情報ファイル
 - ・ 転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため
 - ・ 全国的な本人確認手段として、1つの市町内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため
 - ② 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
 - ・ 国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町内にとどまらず、全地方公共団体で附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため
- (5) 個人番号の利用
住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて利用
- (6) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
実施しない
- (7) 評価実施機関における担当部署
総務部市町振興課

2 特定個人情報ファイルの概要

I 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

- (1) 基本情報
 - ① 対象となる本人の数 100 万人以上 1,000 万人未満
 - ② 対象となる本人の範囲 兵庫県内の住民
 - ③ 記録される項目 個人番号、基本 4 情報、その他住民票関係情報
 - ④ 保有開始日 平成 27 年 8 月
- (2) 特定個人情報の入手・使用
 - ・ 市町長から市町 CS を通じて、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手
 - ・ 都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を正確に更新、管理、提供、移転

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ① 委託事項（※委託する業務は、直接本人確認情報に係わない業務を対象）
 - I 都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
 - II 代表端末等運用管理業務
- ② 再委託（※再委託する業務は、直接本人確認情報に係わない業務を対象）
書面による承諾により再委託を許諾

(4) 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）

① 提 供

提供先	用 途
地方公共団体情報システム機構	機構保存本人確認情報ファイルの更新
兵庫県の他の執行機関 （教育委員会等）	住基法別表第六及び「本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例」（以下「条例」という。）別表第三に掲げる兵庫県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理
住民	住基法 30 条の 32 に基づき、開示された情報を確認
兵庫県内の市町の執行機関	条例別表第一に掲げる、自都道府県内の市町の執行機関への情報提供が認められる事務の処理

② 移 転

移転先	用 途
兵庫県の他部署	住基法別表第五及び条例別表第二に掲げる、兵庫県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理

(5) 特定個人情報の保管・消去

- ・ 都道府県サーバの集約センターにおいて施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管
- ・ 住基法施行令に定める保管期間（150 年）経過後、システムにて自動判別し消去 等

II 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

(1) 基本情報

- ① 対象となる本人の数 100 万人以上 1,000 万人未満
- ② 対象となる本人の範囲 兵庫県内の住民
- ③ 記録される項目 個人番号、基本 4 情報、その他戸籍の附票関係情報
- ④ 保有開始日 令和 6 年 5 月 27 日

(2) 特定個人情報の入手・使用

- ・ 市町長から、専用線を通じて附票本人確認情報の変更又は新規作成（出生等）が発生した都度入手。
- ・ 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて、県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ① 委託事項（※委託する業務は、直接本人確認情報に係わない業務を対象）
 - I 附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
 - II 代表端末等運用管理業務
- ② 再委託（※再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わない業務を対象）
書面による承諾により再委託を許諾

(4) 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）

① 提 供

提供先	用 途
兵庫県の他の執行機関 (教育委員会等)	住基法別表第六及び「本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例」(以下「条例」という)別表第三に掲げる兵庫県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理

② 移 転

移転先	用 途
兵庫県の他部署	住基法別表第五及び条例別表第二に掲げる、兵庫県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理

(5) 特定個人情報の保管・消去

- ・ 附票都道府県サーバの集約センターにおいて施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管
- ・ 一時的に保存後、システムにて自動判別し消去 等

3 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(1) 特定個人情報の入手

- ・ 市町において真正性が確認された本人確認情報及び附票本人確認情報を、市町 CS を通じて入手できることをシステム上で担保
- ・ 機構が作成・配布する専用のアプリケーションを用いることにより入手の際の特定個人情報の漏洩・紛失を防止
- ・ 市町 CS と接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を実施
- ・ システム上自動処理にて入手し、人為的なアクセスを排除 等

(2) 特定個人情報の使用

- ・ 宛名システムに所定のフォルダを作成し、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を介して、所定のフォルダに格納された要求情報を取得して住基ネットに照会を実施(システム上、宛名システムから都道府県サーバへのアクセスは不可能)
- ・ 宛名システムと附票都道府県サーバの接続は行わない。
- ・ 生体認証による操作者認証を行い、アクセス権限を適切に管理
- ・ 操作履歴の記録を取得・保管
- ・ 研修会において業務外利用の禁止等について指導

- ・ 不正な操作、業務上必要がない検索又は抽出がないことについて、操作履歴や利用簿により確認 等

(3) 特定個人情報ファイル取扱いの委託

- ① 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
 - ・ 特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を非付与 等
- ② 特定個人情報ファイルの取扱いの記録
 - ・ システムにより特定個人情報の取扱いを記録 等
- ③ 特定個人情報の提供ルール
 - ・ 特定個人情報の目的外利用及び提供を禁止 等
- ④ 特定個人情報の消去ルール
 - ・ システムにて自動判別し消去 等
- ⑤ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定
 - ・ 秘密保持義務、持出しの禁止、目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等発生の場合の委託先の責任、契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育 等
- ⑥ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保
 - ・ 委託先と再委託先との契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定 等

(4) 特定個人情報の提供・移転

- ・ 特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、7年分保存
- ・ 権限のない者はアクセスできない仕組みを構築
- ・ 媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築 等

(5) 特定個人情報の保管・消去

- ・ 監視カメラを設置してサーバ設置場所への入室者を特定し、管理
- ・ ファイアウォールを導入し、ログの解析を実施 等

4 その他のリスク対策

(1) 自己点検

- ・ チェックリストにより住基ネットを利用する全職員が自己点検を実施
- ・ 自己点検結果を確認し、必要に応じて指導

(2) 監査

- ・ 内部監査、外部監査により管理・運用状況を点検
- ・ 監査結果を踏まえて、住基ネット利用部署への指導、体制や規定の改善等を実施

(3) 教育・啓発

- ・ システム利用職員に対し初任時及び一定期間ごとに教育・研修を実施